



bonobo

Trouble-free World

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱の募集代理店または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

- この保険の募集代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います。この保険の契約締結権、告知受領権、および保険料の受領権は弊社にのみ存在します。

引受保険会社

株式会社アシロ少額短期保険

東海財務局長（少額短期保険）第6号

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番10号
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目3番1号 新宿アイランドウイング4F

📞 0120-526-760 受付時間 9:30~17:00(土日祝除く)

<https://asiro-ssi.com/>

募集代理店

株式会社～～

〒 000-0000 東京都○○区□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

代理店コード： AG 0 * * *

📞 0120-526-760 受付時間 9:30~17:00(土日祝除く)

QRコード

KL2025-MD-00*

経営を平和に、
サブスク法務と。

株式会社アシロ少額短期保険

弁護士費用保険（事業型）

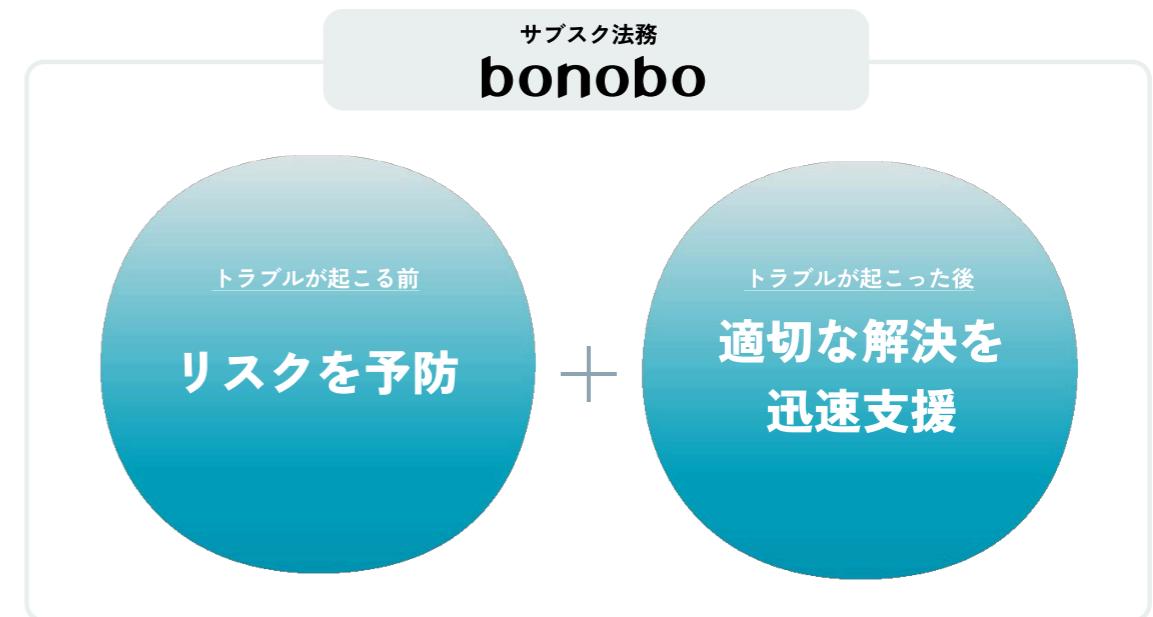
2025年4月1日以降 責任開始日契約用

Who we are
経営を平和に、
サブスク法務と。

トラブルのない世界をつくる
意思決定を止めないために
経営スピードを止めないために
法の不安から解放された世界を
サブスク法務とともにつくっていく

サブスク法務bonoboとは？

トラブルが『起こる前』も『起こった後』もあなたに寄り添う法務サポートと弁護士費用保険を一体化した「サブスク法務」サービスです。



身近に潜む事業のリスク

時代と共に変化し続けるリスクに適切に対応することは非常に難しく、万が一のトラブルの際には大きな経済的/時間的負担が発生してしまいます。



サービス概要と選ばれる理由

bonobo

Trouble-free World

充実したリーガルサービス

「トラブル発生後の補償」に特化した他社と比べ、トラブルの有無に関わらず、日常的にご利用いただけるサービスを幅広く提供しています。

※ 各法務サービスの詳細内容はp05に記載

bonobo	他社A	他社B
契約書のひな形提供	◎	×
社内規定のひな形提供	◎	×
法務チャット相談	◎	×
リーガルチェックサービス	◎	×
弁護士紹介サービス	◎	◎

シンプルな料金プラン設計

徹底してお客様に寄り添い、事業形態と従業員規模に応じたお求めやすくシンプルなプラン設計を実現しております。

個人事業主	法人（10名未満）
11,700円/月	21,800円/月
サービス/補償	
法務サポート	弁護士費用の補償
<input checked="" type="checkbox"/> 全て利用可能	<input checked="" type="checkbox"/> 法律相談料 <input checked="" type="checkbox"/> 着手金 <input checked="" type="checkbox"/> 報酬金 <input checked="" type="checkbox"/> 日当/実費

*個人事業主プランは法務チャット相談を除く全て

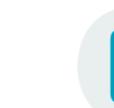
充実の法務サービス



契約書/社内規定ひな形提供
契約書や社内規定のひな形をダウンロードできるサービスです。



法務チャット相談
法務に関する質問を投稿すると、複数の弁護士が回答してくれるサービスです。



リーガルチェックサービス
契約書をAIがチェックし、そのレビューを参照することができるサービスです。



弁護士紹介サービス
トラブルに巻き込まれた際に、その事案に注力する弁護士を紹介してくれるサービスです。

弁護士費用の実額補償



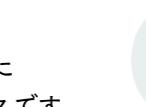
法律相談料
解決や予防のアドバイス
2~4万円/時間



着手金
案件の着手料金
30~50万円



報酬金
依頼完了後の成功報酬
経済的利益の16~20%



日当
案件対応の拘束にかかる時間
3~5万円/日

日本最大級のリーガルメディアを運営するASiROグループが提供

法務業務のお困りごとに関する知見、弁護士との広範なネットワークを活かし、最適な解決策を提供します。



法的トラブルは未然に防ぐ！充実したサービスで予防法務の徹底を。

契約書/社内規定ひな形提供



契約書や社内規定のひな形をダウンロードできるサービスです。
すでにあるフォーマットを利用することで、書類作成にかかるコストを省くことができます。
また、定期的なアップデートが行われるため、様々な法改正にも対応できます。
現在、契約書は約1,000部、社内規定は約170種の中からダウンロード可能。（2025年3月現在）

※ご利用には回数限度があり、契約書・社内規定それぞれ月3つまでダウンロード可能です。
ただし、責任開始日から半年の間は、ご契約特典により回数無制限でご利用いただけます。

リーガルチェックサービス



契約書をAIがチェックし、そのレビューを参照できるサービスです。
不利益な契約を回避できるよう不足している箇所を洗い出し、追加や修正を提案してくれます。
あくまで一般的な観点からのレビューで、個別の具体的な事象は判断できませんが、
契約締結までのコスト短縮により、大幅な作業効率アップが期待できます。

※ご利用には回数限度があり、月3回までチェック可能です。
ただし、責任開始日から半年の間は、ご契約特典により回数無制限でご利用いただけます。

法務チャット相談



法務に関する質問を投稿することで、複数の弁護士からの回答を得ることができるサービスです。
同じ説明を何度も繰り返さなくても、一度の質問で複数の弁護士の意見を聞くことが可能です。
また、回答のあった弁護士に対し、個別相談を打診することもできます。

※ご利用には回数限度があり、月1回まで質問を投函することができます。
ただし、責任開始日から半年の間は、ご契約特典により回数無制限でご利用いただけます。
※個人事業主プランの場合、ご利用いただけません。

弁護士紹介サービス



法的なトラブルに巻き込まれた際に、その事案に注力する弁護士を無料で紹介するサービスです。
知り合いの弁護士がない…、どの弁護士に相談すれば良いかわからない…とお困りの方に、当社の
「弁護士ネットワーク」から、直面している事案得意とする弁護士の紹介を受けることが可能です。

※紹介された弁護士には、30分までの無料の法律相談が可能です。
ただし、あくまで事案の初期相談まで、同一事案の繰り返しの利用や継続的な利用はできません。

補償内容について

事業上の法的トラブルに直面したとき、その弁護士費用を補償します。

法律相談料保険金	被保険者が負担した弁護士への法律相談料を補償
弁護士費用保険金	被保険者が負担した弁護士費用を補償 ※1 着手金 / 手数料 報酬金 / 日当 / 実費（ライトプランでは不担保）

※1 裁判所に支払う訴訟費用、証人・鑑定人等への支払金、旅費その他の経費、および顧問弁護士契約に基づく顧問料は含まれません。

自己負担が出にくいbonoboの特色

01
免責金額なし

02
てん補割合100%

03
実額補償※2
※2 当社の同意を得て
弁護士に支出した金額に限ります。

事業上の様々な法的トラブルに対応します。



※トラブルの原因によっては待機期間や不担保期間により、保険金のお支払いができない場合がございます。詳しくは重要事項説明書や普通保険約款をご確認ください。

保険料と補償内容

個人事業主		従業員10名未満		法人					
	スタンダード		スタンダード		従業員100名未満		従業員300名未満		
保険料 (月額)	11,700円		21,800円		21,000円	51,800円	25,300円	62,700円	
法律相談料保険金		法律相談料保険金		法律相談料保険金		法律相談料保険金		法律相談料保険金	
事案限度額 5.5万円		事案限度額 11万円		事案限度額 11万円		事案限度額 11万円		事案限度額 11万円	
回数限度 2回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年	
基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%	
弁護士費用保険金		弁護士費用保険金		弁護士費用保険金		弁護士費用保険金		弁護士費用保険金	
事案限度額 50万円		事案限度額 200万円		事案限度額 100万円		事案限度額 200万円		事案限度額 300万円	
回数限度 2回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年		回数限度 3回/年	
基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%		基本てん補割合 100%	
年間支払限度額 (特約を含むすべての保険金の同一の保険期間かつ一契約における限度額) 1,000万円									
通算支払限度額 (特約を含むすべての保険金の一契約における初年度契約からの通算限度額) 2,000万円									
—		—		弁護士費用保険金 (報酬金等対応分) 不担保特約		—		弁護士費用保険金 (報酬金等対応分) 不担保特約	

※払込回数が年払の場合、月払の保険料の12か月分となります。

※ ライトプランは「弁護士費用保険金（報酬金等対応分）不担保特約」を付加したプランとなります。

※ 個人事業主および従業員10名未満の法人につきましては、ライトプランをご選択いただくことはできません。

ご契約にあたっての注意事項

保険商品について

保険種類・型	弁護士費用保険（ペットネーム：bonobo）・事業型
保険期間	1年間（自動更新）
払込方法	経路：口座振替払・クレジットカード払 回数：月払・年払
契約者・被保険者	法人（従業員数300名未満まで）、または個人事業主

- この保険の保険料は掛け捨てであり、満期返戻金や契約者配当金等はありません。
- この保険にはクーリングオフの適用はありません。
- 保険料の未納等により、保険契約が失効した場合、復活することはできません。

責任開始日について

この保険による補償が開始する日を責任開始日といいます。

責任開始日は、当社が保険契約の申込みを承諾し、かつ第1回目の保険料相当額が払い込まれた日の属する月の翌月1日となります。（第1回目の保険料相当額の払込方法は、払込経路等により異なります）

責任開始日は、契約者マイページ（または保険証券）に記載されています。

待機期間について

待機期間とは、その期間中に発生した原因事実により生じた原因事故について、保険金を支払わない期間をいいます。

原因事実が待機期間中に発生した場合には、保険金がお支払いされません。

この保険契約における待機期間は初年度契約の責任開始日から3か月間です。

なお、特定偶発事故には、待機期間の適用はありません。

※ 特定偶発事故とは、道路交通事故またはそれ以外の急激かつ偶然かつ外来の事故をいいます。

不担保期間について

不担保期間とは、その期間中に発生した以下の事件に係る原因事実に起因する原因事故について、保険金を支払わない期間をいいます。当該原因事実が不担保期間中に発生した場合には、保険金がお支払いされません。

事件区分	他人から受けた法的請求。 通知の根拠となる原因事実に 起因する原因事故	左記以外の原因事故
1. 労働・勤務にかかる事件	責任開始日から6か月間	最初の保険期間満了まで
2. 責任開始日前に締結した 契約に係る事件	責任開始日から3か月間	責任開始日から6か月間
3. 2の事件のうち、 債権回収にかかる事件	責任開始日から6か月間	最初の保険期間満了まで

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因、付随、随伴して生じた原因事故

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、またはその他これらに類する事変もしくは暴動
- 台風、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りまたはその他異常な自然現象
- 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、液状化、悪臭、日照不足、電磁波障害、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他大規模な事象でこれらに類するもの

保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による次の加害行為

- 殺人、遺棄、傷害、暴行、その他他人の生命または身体を害する行為
- 住居侵入、強制性交等、強制わいせつ、逮捕・監禁、脅迫、強要、誘拐、その他他人の自由を害する行為
- 窃盗、詐欺、背任、恐喝、横領、器物損壊、その他他人の財産を害する行為
- 秘密漏洩、名誉毀損、侮辱、信用毀損、業務妨害、その他他人の秘密、名誉、信用または業務を害する行為

アルコール等の影響により正常な判断または行動ができないおそれがある状態で行った行為

自殺行為、自傷行為または自ら所有する財物を損壊する行為

保険契約の趣旨に鑑みて乱用性が高いと判断される次の行為

- 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
- 権利行使によって得る利益と比較して相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
- 実現不可能な行為を要求する行為など、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為

社会通念上、法的解決になじまないと考えられる原因事故で、次のいずれかに該当するもの

- 社会生活の中で、通念上の受忍限度を超えるとはいえないもの
- 一般に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの
- もっぱら名誉のために行うもの（合理的に得られるであろう経済的利益が弁護士報酬を上回らないもの）

法律上の訴訟要件を満たさないもの

土地などの境界の確定または筆界の特定に係るもの

国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする事件（国家賠償請求事件を除く）

破産、民事再生、その他倒産処理事件および債務整理事

金銭消費貸借契約に係る事件およびその民事執行手続

連鎖販売取引、または無限連鎖講に係る取引に関する事件

刑事事件、少年事件または医療観察事件の他害行為

弁護士報酬について完全成功報酬とする事件

次に掲げる投機的取引に関する法律事件

- 事業資金の出資、有価証券投資に関する法律事件
- 取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその他権利の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生した事件

保険契約者や他の被保険者、当社が法的トラブルの相手方となった場合

事務処理を委任した弁護士と弁護士費用について紛争になった場合

勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

等

保険契約をお引き受けできない場合、制限する場合

- 保険契約者または被保険者が、反社会的勢力およびその密接関係者に該当した場合や、関与していると認められた場合
- 保険契約者または被保険者が、次の業種を営んでいる場合
- 性風俗特殊営業店、小規模金融業、クラブ・キャバクラ（ホスト、ホステスを擁するところ）、ゲームセンター、パチンコ店・パチスロ店、麻雀店

等